

令和2年9月11日

各部署長 殿

理事（教育・附属学校園担当）

丹 沢 哲 郎

令和2年度後学期の授業について

現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、本年度後学期の授業について以下のとおりとしますので、各部署の教職員等に周知し、遺漏なく対応願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、以下の方針についても適宜見直すものとします。

記

1. 本年度後学期の授業について

- (1) 本学の「新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針」のレベル2（又はレベル1）を前提として、全学としては対面授業と在宅授業を適宜併用するものとする。
- (2) 対面授業が実施できる要件を見直し、後学期については、1つの授業の学生数を教室の収容定員の50%以内とし、受講人数の上限は課さないものとする。（入室時のマスク着用を必須とし、座席間隔の確保に努める。）
- (3) 上記（2）の要件が満たせない科目は、対面授業は実施せず、在宅授業のみ実施可能とする。
- (4) 対面授業実施可能な場合でも、部署長の判断で、引き続き在宅授業を継続することができるものとする。
- (5) 対面授業の前後に同時双方向型（ライブ配信）の在宅授業がある場合には、視聴準備や受講場所への移動に要する時間などが必要になることが考えられるため、同時双方向型の在宅授業を実施する授業担当教員は、学生が当該授業の受講に支障がないか確認を行うなどの配慮をするものとする。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20200909_attention.pdf

2. 各部署への依頼事項

各部署において、9月25日（金）までに、学務情報システム等を通じて、学生に対面授業（在宅授業を併用する場合を含む。）を導入する科目・授業（教室の割り振りや授業の実施形態・回数を含む。）を周知願います。また、周知の際は、下記の本件担当までその旨報告願います。（その後、科目等の追加・変更があった場合には、その都度周知及び報告願います。）

3. 後学期の対面授業の出欠の取り扱いについて

- (1) 風邪症状等がある場合、令和2年5月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第2報】」による登校停止措置により欠席扱いとしない取扱いとしているが、当該通知に該当しない学生についても、感染リスクを考慮し、対面授業の欠席の申出があった場合には、前学期と同様、後学期についても、対面授業の欠席を認め、欠席扱いにはしない取扱いを継続する。（ただし、これにより当該学生に対し、課題やレポートの提出等を免除するものではない。）
- (2) 上記（1）に該当する学生の成績評価（単位認定）は、レポートの提出や小テストの実施等、大学に登校しなくても学生が対応可能な方法により行うものとする。

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp